

総社市告示第 9 6 号

総社市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成 2 1 年総社市告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（補助の対象，補助金の交付額等） 第 4 条 この要綱による補助金の交付を受けることができるものは，木造住宅を所有し，かつ，市税を滞納していないものであって，次の全ての要件に該当するものとする。ただし，同一敷地内で，この要綱による補助を受けている場合には，補助の対象としない。 （1）略 （2）<u>平成 1 2 年 5 月 3 1 日</u>以前に着工され，かつ，2 階建て以下であること。 （3）～（5）略 2 ～ 4 略	（補助の対象，補助金の交付額等） 第 4 条 この要綱による補助金の交付を受けることができるものは，木造住宅を所有し，かつ，市税を滞納していないものであって，次の全ての要件に該当するものとする。ただし，同一敷地内で，この要綱による補助を受けている場合には，補助の対象としない。 （1）略 （2）<u>昭和 5 6 年 5 月 3 1 日</u>以前に着工され，かつ，2 階建て以下であること。 （3）～（5）略 2 ～ 4 略

附 則

この告示は，令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。